

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(1)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和5年度決算における「健全化判断比率」及び公営企業の「資金不足比率」を算定しました。これらの比率が一定の基準値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画を策定することなどが義務付けられます。

算定の結果、「実質公債費比率」は6.1%と、昨年度から0.2ポイント改善し、「将来負担比率」は28.2%と昨年度から0.7ポイント改善し、いずれも早期健全化基準を大きく下回り、算定開始以来最も改善が進んだ数値となりました。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	-	-	6.1	28.2
(参考) 早期健全化基準	12.02	17.02	25.0	350.0
(参考) 財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」で表示

■ 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	(参考) 経営健全化基準
病院事業会計	-	20.0
水道事業会計	-	20.0
診療所事業会計	-	20.0
介護老人保健施設事業会計	1.84	20.0
下水道事業会計	-	20.0

※ 資金不足額がない場合、資金不足比率は「-」で表示

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(2)

■ 実質赤字比率

「一般会計等（＝普通会計）の実質赤字額」の標準財政規模（注）に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

（注）標準財政規模
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模
（標準税収入額等＋普通地方交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

		※		(単位：千円)
一般会計等の実質赤字額	▲ 2,042,067			
標準財政規模	25,938,991	=	-	

※ 実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

■ 実質赤字比率の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健全化判断比率	- (▲9.33)	- (▲9.37)	- (▲7.87)
早期健全化基準	11.99	12.03	12.02
財政再生基準	20.00	20.00	20.00

※ () 内数値は参考算定値

算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

※ 実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(3)

■ 連結実質赤字比率

「全会計の実質赤字額（又は資金不足額）」の標準財政規模に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

		※		(単位：千円)
連結実質赤字額	▲ 9,594,688		=	-
標準財政規模	25,938,991			

※ 実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

■ 連結実質赤字比率の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健全化判断比率	- (▲33.64)	- (▲36.63)	- (▲36.98)
早期健全化基準	16.99	17.03	17.02
財政再生基準	30.00	30.00	30.00

※ () 内数値は参考算定値

介護老人保健施設事業会計は事業閉鎖に伴い、赤字となりましたが、その他の会計については、算定開始以来、実質収支額は黒字を維持しており、全体としても黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

※ 実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(4)

■ 実質公債費比率

「一般会計等の元利償還金」及び「公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等（準元利償還金）」の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの程度を示すもの

$$\frac{\text{実質公債費A（地方債元利償還金+準元利償還金）} - \text{（Aに充てられる特定財源及び普通交付税算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{Aに係る普通交付税算入額}} = 6.1\%$$

(単年度) ③6.6%、④5.8%、⑤6.1%

■ 実質公債費比率の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健全化判断比率	6.5	6.3	6.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0

※ 各年度の比率は3ヵ年平均値

新規借入の際には交付税措置の手厚い起債に厳選するなど、財政の健全化に向けた取組の継続、地方公営企業等の元利償還金の減少により、実質公債費比率は6.1%と、前年度から0.2ポイント改善しました。

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(5)

■ 将来負担比率

「公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の標準財政規模に対する比率で、将来的に財政圧迫する可能性の度合いを示すもの

(単位：千円)

$$\begin{array}{rcl} \text{将来負担額} & 64,990,319 & - \text{ 充当可能財源 } 58,878,856 \\ \hline & & = 28.2\% \\ \text{標準財政規模} & 25,938,991 & \\ - \text{ 元利償還金に係る5年度普通交付税算入額 } & 4,323,528 & \end{array}$$

■ 将来負担比率の推移

(単位：%)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	健全化判断比率	40.3	28.9	28.2
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	

令和5年度は、市債残高や公営企業等繰入見込額が減少したことから、将来負担比率は28.2%と、前年度から0.7ポイント改善しました。

地方財政健全化法に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

(6)

■ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{(法適用企業)} = \frac{\text{資金不足額 (流動負債 - 流動資産)}}{\text{事業規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$$

(参考：資金余剰額、単位：千円)

病 院 事 業	870,303
水 道 事 業	5,263,690
診 療 所 事 業	362,296
介護老人保健施設事業	▲ 1,041
下 水 道 事 業	737,546

介護老人保健施設事業会計は事業閉鎖に伴い、赤字となりましたが、その他の公営企業会計については、算定開始以来、資金不足は生じていません。